

苫小牧市公共工事における技能士活用に関する要綱

苫 小 牧 市

苫小牧市公共工事における技能士活用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する工事（以下「公共工事」という。）の施工における技能士の活用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、技能士とは、職業能力開発促進法（昭和44年法律64号）に基づく次に掲げる職種 of 1級又は2級の技能検定に合格した者をいう。なお、造園の職種については、3級の技能検定に合格したものも含めるものとする。

- (1) 型 枠 施 工
- (2) 建 築 大 工
- (3) 建 築 板 金
- (4) ブ ロ ッ ク 建 築
- (5) 左 官
- (6) 建 具 製 作
- (7) 鉄 筋 施 工
- (8) 塗 装
- (9) 配 管
- (10) 造 園
- (11) 表 具 ・ 内 装
- (12) 熱 絶 縁 施 工
- (13) 防 水 施 工

(適用工事)

第3条 この要綱は、次に掲げる公共工事で市長が必要と認めるもの（以下「適用工事」という。）に適用する。

- (1) 木造以外の建築物の建築工事
- (2) 延面積 300平方メートル以上の木造建築物の建築工事
- (3) 型枠及び鉄筋施工の伴う土木工事
- (4) 造園工事
- (5) 修繕工事

(技能士による施工の指示)

第4条 適用工事の発注にあたっては、技能士に施工させるべき工事種別を工事仕様書により指示するものとする。

(請負業者の責務)

第5条 請負業者は、前条の規定により指示された工事種別に係る工事について技能士を指定し当該工事を技能士に施工させなければならない。

ただし、技能士に準じる技能を有すると市長が認める者に施工させる場合は、この限りでない。

(指定通知)

第6条 請負業者は、前条の規定により技能者を指定したときは、技能士の氏名等を技能

士指定通知書（別記様式1）により市長に通知しなければならない。

- 2 前項の通知書には、別に定める様式の技能士証明書又は技能士であることを証明するものを添付しなければならない。

（技能士の表示）

第7条 請負業者は、工事を施工するときは、第6条の指定通知に係る技能士の名称（職種及び等級）及び氏名を当該工事現場に表示しなければならない。

- 2 技能士は、工事を施工するときは、技能士手帳を所持するほか、着衣等の見やすい箇所に技能士であることの表示をしなければならない。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から実施する。

改正 平成4年4月9日から施行する。

改正 平成8年4月1日から施行する。

改正 平成9年4月1日から施行する。

改正 平成10年4月1日から施行する。

改正 平成23年4月1日から施行する。

改正 平成23年10月1日から施行する。

改正 平成25年4月1日から施行する。